

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一（第十二条、第二十一条関係）</p> <p>一〇五十七（略）</p> <p>五十八 エチルバニリン（別名エチルワニリン）</p> <p>五十九 2・エチルピラジン</p> <p>六十〇二百一（略）</p> <p>二百二 ステアロイル乳酸カルシウム（別名ステア                      リル乳酸カルシウム）</p> <p>二百三 ステアロイル乳酸ナトリウム</p> <p>二百四〇二百六（略）</p> <p>二百七 ソルビン酸カリウム</p> <p>二百八 ソルビン酸カルシウム</p> <p>二百九〇二百二十八（略）</p> <p>二百二十九 鉄クロロフィリンナトリウム</p> <p>二百三十 5・6・7・8・テトラヒドロキノキサ                      リン</p> <p>二百三十一〇三百十（略）</p> <p>三百一〇 プロパノール</p> <p>三百一二 プロピオンアルデヒド</p> <p>三百十三〇三百二十六（略）</p> <p>三百二十七 ベンズアルデヒド</p> <p>三百二十八 2・ペンタノール（別名 <i>sec</i>・アミルア</p>	<p>別表第一（第十二条、第二十一条関係）</p> <p>一〇五十七（略）</p> <p>五十八 エチルバニリン（別名エチルワニリン）</p> <p>五十九〇二百一（略）</p> <p>二百一 ステアロイル乳酸カルシウム（別名ステア                      リル乳酸カルシウム）</p> <p>二百二〇二百四（略）</p> <p>二百五 ソルビン酸カリウム</p> <p>二百六〇二百二十五（略）</p> <p>二百二十六 鉄クロロフィリンナトリウム</p> <p>二百二十七〇三百六（略）</p> <p>三百七 プロパノール</p> <p>三百八〇三百二十一（略）</p> <p>三百二十二 ベンズアルデヒド</p>

ルコール)

三百二十九〜三百四十九 (略)

三百五十 5・メチルキノキサリン

三百五十一 6・メチルキノリン

三百五十二 メチルセルロース

三百五十三 メチル・ナフチルケトン

三百五十四 2・メチルピラジン

三百五十五 2・メチルブタノール

三百五十六 3・メチル・2・ブタノール

三百五十七 2・メチルブチルアルデヒド

三百五十八〜四百三 (略)

三百二十三〜三百四十三 (略)

三百四十四 5・メチルキノキサリン

三百四十五 メチルセルロース

三百四十六 メチル・ナフチルケトン

三百四十七 2・メチルブタノール

三百四十八〜三百九十三 (略)